

# 平成26年第1回教育委員会

## 定例会会議録

平成26年1月9日

東久留米市教育委員会

## 平成26年第1回教育委員会定例会

平成26年1月9日午後零時30分開会

市役所3階 議会会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
  - (3) 東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正について
  - (4) 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
  - (5) 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について
  - (6) 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について
  - (7) 諸報告
    - ①東久留米市教育委員会教育目標及び平成26年度教育委員会基本方針について
    - ②「平成26年度（平成25年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について
    - ③その他

---

### 出席委員（4人）

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ

（欠員1人）

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育長職務代理者教育部長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	稲 葉 勝 之
生涯学習課長	山 下 一 美
主幹（国体担当）	傳 智 則
図 書 館 長	岡 野 知 子
統括指導主事	末 永 寿 宣

---

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

### 傍聴者

なし

## ◎開会及び開議の宣告

(午後0時36分)

- 尾関委員長 これより平成26年第1回教育委員会定例会を開会します。委員の定足数は満たしていますので会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
- 

## ◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について、本日の署名は2番の矢部委員にお願いします。
- 矢部第一職務代理者 承知しました。
- 

## ◎議案の追加・会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。
- 林総務課長 「議案第2号 東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正について」「議案第3号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」「議案第4号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」「議案第5号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」の4件の議案を追加願います。なお、いずれの議案も関連するため審議は一括で行い、採決については個々にお願いします。
- 尾関委員長 ただ今、議案第2号から第5号までの4件が追加になったこと、また、審議は一括で行い採決は個々に行いたいという説明がありましたが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。ここで、新しい日程を配布します。

(新しい日程の配付)

---

## ◎傍聴の許可

- 尾関委員長 本日、傍聴者はいらっしゃいますか。
- 林総務課長 いらっしゃいません。
- 尾関委員長 それでは人事案件終了後、お見えになりましたらお入りいただきます。
- (公開しない会議を開く)
- (公開しない会議を閉じる)
- 

## ◎議案第2号、第3号、第4号、第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 続いて、「議案第2号 東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正について」「議案第3号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」「議案第4号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」及び「議案第5号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」に入ります。教育長職務代理者教育部長から、提案理由の説明を求めます。
- 東教育長職務代理者 「議案第2号 東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正について」。上記議案を提出する。平成26年1月9日提出。東久留米市教育委員会教育

長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、東久留米市公共施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の改正に伴い教育関連施設に係る関連規則を改正し、整備する必要があるためです。続いて、「議案第3号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」。上記議案を提出する。平成26年1月9日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、東久留米市公共施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の改正に伴い、教育関連施設に係る関連規則を改正し、整備する必要があるためです。続いて、「議案第4号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」。上記議案を提出する。平成26年1月9日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、東久留米市公共施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の改正に伴い、教育関連施設に係る関連規則を改正し、整備する必要があるためです。続いて、「議案第5号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」。上記議案を提出する。平成26年1月9日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、東久留米市公共施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の改正に伴い、教育委員関連施設に係る関連規則を改正し、整備する必要があるためです。なお、詳細については担当課長から補足説明を行います。

○林総務課長 「議案第2号 東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正について」の3枚目の新旧対照表をご覧ください。今回の主な改正点は、第3条第2項の使用料の減額・免除をすることができる場合の規定を改めるものです。これについては公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の改正に伴い、全庁的な観点から同様の減免基準を設けるものです。その中で、その他の9号に「委員会が特に必要と認めたとき」という規定があります。この規定に伴う減額・免除基準については次のページの別紙基準案をご覧ください。

先ず、免除を行う場合は3点あります。一つ目は、「社会教育法第10条に規定する市内在住・在勤・在学の方で組織する5人以上の社会教育関係団体が市内の青少年または成人のために組織的に行う体育及びレクリエーションの活動に使用するとき」。二つ目は、「地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用するとき」。三つ目は、「地域住民で組織する団体（以下「自治会等」という。）又は自主防災組織を組織する団体が地域の青少年を対象としたレクリエーション活動や地域の防犯・防災活動に使用するとき」。これらの場合は「免除」と考えています。

「減額」を行うものとしては「自治会等が会議等に使用するとき」として、この場合は使用料の100分の50、2分の1の減額を考えています。これらについては条例改正と同様に、平成26年6月1日以降の申請からの適用を考えており、5月31日までの申請分については現行と同様の対応になります。その他、今回の改正に合わせて文言の整理等を行っています。

また、今回の減免基準の改定を行っても現行の手続きとほとんど変わりはなく、一部、自治会等が会議等に使用するときには使用料をお支払いいただく場合が出てくることとなります。支払いの手続きは「申請書が学校経由で教育委員会に回り、その段階で教育委員会にお出でいただいて料金を徴収する」という流れになります。

○山下生涯学習課長 続いて、「議案第3号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」について説明します。議案3枚目の新旧対照表をご覧ください。主な改正の一つ目、今ほど総務課長が申し上げたように、減額・免除に係る規定については市内公

共施設の統一的な規定を設けるため、学校施設の規定と同じものになります。第12条第8号の「前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認めたとき。減額または免除」の規定については、次のページのような基準を設けて適用していく予定です。

二つ目は、免除を行うものは「障害児の集いに類する事業で実行委員会が使用するとき」「教育委員会が認める文化団体又はスポーツ団体の連合組織が広く市民を対象とした行事又は大会に使用するとき」「教育委員会の認める文化団体又はスポーツ団体の連合組織に加盟する団体の周年行事に使用するとき」です。「減額」を行うものは「教育委員会の認める文化団体又はスポーツ団体の連合組織に加盟する団体が普及活動のためにホール以外の施設を使用するとき。100分の50を減額」する予定です。

続いて、「議案第4号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」説明します。議案3枚目の新旧対照表をご覧ください。こちらも生涯学習センターの規定と同じく統一の規定になります。他の施設と相違する点ですが、第7号「障害者基本法による障害者対策について関係団体が使用するとき」はこれまでの施設と同様ですが、市民体育施設においては、テニスコートは個人での使用が可能となっています。個人での使用に伴う減額・免除の対応として、身体障害者に類する手帳を提示する者については免除とする旨を規定します。次のページの基準（案）をご覧ください。同じく免除及び減額に関する基準を設ける予定です。「免除を行うもの」は「教育委員会が認める文化団体又はスポーツ団体の連合組織が広く市民を対象とした行事又は大会に使用するとき」については、「免除」とする考えです。次に、「減額」を行うものとして、「教育委員会が認める文化団体またはスポーツ団体の連合組織に加入する団体が普及活動のために施設を使用するとき。100分の50を減額」するものです。

続いて、「議案第5号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」ですが、改正内容は全て議案第4号の体育施設条例の改正部分と同様であるため、説明は割愛させていただきます。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○名取委員 「実施期日」を見ると、いずれも「この基準は平成26年6月1日から実施し、平成26年6月1日以降に使用申請する者から適用する」となっていますが、「使用」なのか「申請」なのか。例えば、「申請」の場合は6月1日までに8月に使うことを言えば良いし、「使用」であれば、いつ申請があっても、とにかく使用する日が6月1日以降であれば適用になるということになります。「使用申請」とはどういうことですか。

○林総務課長 「使用申請」とは一つの文言であり、使用なのか申請なのかということではなく、あくまで「使用のために申請する」ものになります。問題なのは申請するのが6月1日より前なのか、後なのかということになります。例えば5月31日までに、仮に6月10日の使用申請が上がったものについては、5月31日までの基準に基づいて処理することになり、この基準が適用されるのは「6月1日以降に申請のあったもの」ということです。

○名取委員 通常、公共施設の場合はどのぐらい前から申請があるのですか。

○林総務課長 施設によって違いがあります。例えば、「1カ月前から」ということであれば6月1日の使用については5月1日から申請できます。その時点で申請のあったものについては現在の料金を適用し、基準についても現在の基準に基づいて処理されます。今回の改正は、あくまでも6月1日以降に申請のあった使用分から適用されるというものです。

○名取委員 そうなると、6月の場合は、旧基準と新基準により異なる使用料を払う方が出てくる可能性があるということですね。

○林総務課長 そういうことになります。

○矢部第一職務代理者 生涯学習課管轄の内容について伺います。例えば、スポーツセンターの場合、現行では教育委員会の認める団体が100分の50だったところが、新基準よると「教育委員会が認める文化団体又はスポーツ団体の連合組織に加入する団体」という制限がかかってきますが、実際に使用されている団体の中でこの組織に加入する・加入しない場合の差が出てくるということによろしいですか。また、実際にどのぐらいの方が影響を受けるのですか。使用者が支払うのは当たり前という考えもあると思いますが、変更によって影響を受ける団体がどれぐらいあるのか伺います。

市民体育施設の場合ですが、現行では「社会教育法第10条に規定する市内における社会教育関係団体が使用する」という表現になっているところが、全庁的な統一により各法に基づいた団体に細かく整理されています。実際にこれにかからなくなるような団体はどれぐらいあって影響があるのかどうか。

さらに、生涯学習センターについても現在利用されている、「教育委員会の認める登録団体又は個人が」のところが変わることの影響について伺います。

○山下生涯学習課長 スポーツセンターからご説明します。現状では登録がないと施設が使用できないという条件はありますが、登録をしていただければこの規定に該当し、100分の50を減額しています。しかし改正案ではこの基準の部分は、原則、全額の100分の100を徴収することになります。しかし、連合組織に加盟している団体であれば100分の50になります。現状のスポーツセンター使用団体数についてはかなり多くの団体が該当しており、100分の100という使用料になります。しかし、第4号「老人福祉法による老人福祉対策について関係団体が使用するとき」で想定しているところについては、例えば、60歳以上の方が団体の構成員である場合についてはこちらに該当し、100分の50の減額がされるような対応を行っていかうと考えています。

また、体育施設条例についても「社会教育法第10条に規定する団体」とありますが、運用としては登録団体として位置づけ、こちらは改正案では同じ扱いになっていますが、はっきりした使用団体数・影響団体数についての数字はつかんでいません。

生涯学習センターについても、登録団体においては「登録すれば免除になる」という規定になっています。しかし、変更後は有料化になりますが、例えば、同じ規則で老人関係の団体に該当する場合などは100分の50を減額することになります。

○矢部第一職務代理者 いずれも実施期日は「6月1日の使用申請から」ということなので、まだかなりの日にちがあります。今後はきちんと市民に周知し、皆さんにもご協力いただくことが重要だと思います。市内公共施設で統一基準を設けるため使用する方にお支払いいただくのは当然ですが、支払うに当たり新たな根拠法令が挙げられているので、各団体が混乱しないよう窓口での説明を丁寧にしていただき、6月以降の活動に混乱がないような対応をお願いします。

○尾関委員長 私も同じ意見です。特に、今まで支払わなくてよかった団体がそうでなくなったことについては、きちんと告知をしていただきたいと思います。説明も丁寧に行ってください。

ほかになければ質疑を終わります。意見交換をしておく必要がありますか。なければ討論を省

略します。これより採決に入りますが、個々に行います。「議案第2号 東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第2号は承認することに決しました。

続いて「議案第3号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって、議案第3号は承認することに決しました。

続いて「議案第4号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第4号は承認することに決しました。

続いて「議案第5号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって、議案第5号は承認することに決しました。

以上で、議案第2号から議案第5号までの審議及び採決を終わります。

---

### ◎諸報告

○尾関委員長 それでは日程第7、諸報告に入ります。「①東久留米市教育委員会教育目標及び平成26年度東久留米市教育委員会基本方針について」から、順次、説明をお願いします。

○東教育長職務代理者 教育目標及び平成26年度基本方針についての今後の予定ですが、本日の協議を経て第1回の臨時会においてご承認いただいた後に、各学校には校長会を通じて、また、市民の皆様にはホームページを通じて周知していくこととなります。なお、第1回臨時会の際は議案となるため、本文等の大きな修正はできませんので、何かございましたら本日お出しただけだと思います。A3縦の資料をご覧ください。前回の臨時会から変わったところは印を付けています。大きくは「基本方針3 確かな学力の育成」の「施策の方向4」を削除した点です。実質的な協議は本日が最終になると思われまので、ご意見がありましたらよろしくをお願いします。初めに指導室から説明します。

○加納指導室長 3ページの施策の方向4「子どもたちの学力の向上を目指し学習習慣の定着を図るため云々」の事務事業は、「東久留米市子供土曜塾」を「(1)学校と家庭の協働の推進」から「(2)多様な教育の推進」へ移しました。なお、この事務事業の項目がなくなることから、施策の方向全体を削除します。文言はなくなりますが「学校と家庭が協働することは重要である」と考えていますので、ほかの部分で文言を残し、さらに推進していきたいと考えています。

5ページをご覧ください。施策の方向10「(2)教育センターの人材の有効活用」ですが、スクールソーシャルワーカーの表現をアルファベット表記から片仮名の「スクールソーシャルワーカー」と改めました。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 基本方針1と2について、質問と意見があります。先ず質問ですが、基本方針1の施策の方向1(1)「①人権教育の推進」の事務事業に「人権尊重教育推進委員会事業」があり、その下の「人権教育推進月間の取り組みの充実」には「人権教育推進委員会」があります。この「人権教育推進委員会」と「人権尊重教育推進委員会」はどのような違いがあるのですか。

また、基本方針1は「多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が」と

いう文章でスタートしていますが、この「すべての人々が」を受けて、1の(1)の2行目、「学校教育や社会教育などを通じて、人権教育を進めます」とすると、かつて決めたことを記憶しています。しかし、ここには学校教育に関する事務事業だけがあって、社会教育関連の人権に関係するものはありません。今後考えていることがあれば伺います。

最後ですが、基本方針の大きなタイトルで「人権尊重及び社会貢献の精神の育成」とうたっているにもかかわらず、事務事業を外すと社会貢献の精神の文言が際立ってこないと思います。「社会貢献」を強く打ち出すのであれば、この26年度版の1の(1)(2)の構成ではなく、3番が独立して(3)になっている前の構成のほうが良いのではないかと思います。「社会貢献」の文言が本文に表れたほうが、より基本方針1の表題を明確に表わすことができると思います。

- 加納指導室長 「地域奉仕活動や地域活動事業を社会貢献にしてはどうか」というご意見については、検討させていただきます。「人権尊重教育推進委員会」と「人権教育推進委員会」の違いについては統括指導主事から説明します。
- 末永統括指導主事 事務事業名の「人権尊重教育推進委員会事業」は、指導室の事業名をそのまま挙げています。「人権教育推進委員会における云々」というところは指導室の委員会名を載せています。事業名とはまた別な表記を使っています。
- 矢部第一職務代理者 事業名の中にある「委員会」には「尊重」という文言が入るのですか。
- 末永統括指導主事 「人権尊重教育」という表現はかなり前からありますが、現在は「尊重」という文言が取れた言い方で国や東京都も使っています。ついては、現在行っている委員会名には「尊重」という文言は付けていませんが、もともとある事業名は変更せずにそのまま使っているというのが実情です。
- 矢部第一職務代理者 事業の中にある委員会とは「人権教育推進委員会」のことで、二つ委員会があるわけではないですね。
- 末永統括指導主事 そうです。
- 山下生涯学習課長 基本方針1(1)「人権問題などの課題について、学校教育や社会教育などを通じて」というところで、生涯学習関連のご質問についてお答えします。「具体的に事務事業や今後の予定があるのか」というご質問ですが、現状では特にありません。しかし、子どもたちに対しては学校教育を通じて、その他の市民に対しては社会教育分野でかかわっていくものとは認識しているので、本文には記述しています。人権擁護にかかわる市の担当部署は市長部局にあります。社会教育と人権問題が切り離せるものではないと考えていますので、実際の事業はないものの「社会教育」の文言も入れています。考え方としてはもっているということです。
- 尾関委員長 基本方針1についてご意見やご質問はありませんか。
- 名取委員 基本方針1の2について伺います。東京都の「男女平等参画基本条例」が挙げられていますが、国の法律名は示さなくても良いですか。私は文部科学省にいた時に男女共同参画基本法の制定を担当したものですから、一言申し上げました。
- 加納指導室長 確認します。
- 尾関委員長 私からも質問します。「施策の方向1」の1行目とその後にも「人権課題」という文言がありますが、「人権課題」という表現はよく使われているのですか。4行目には「人権問題などの課題について」とありますので、上の表現はこれを省略したつもりで書か



れているのではないかと思います。1行目は「様々な偏見や差別をなくすため」とつなげて  
も問題ないと思いますので、わざわざ「人権課題」とする必要があるのかなと思いました。

○加納指導室長 検討させてください。

○尾関委員長 ほかに基本方針1のところでも伺うことがなければ、基本方針2に入ります。何  
か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 基本方針2の「施策の方向1」について伺います。今年度まではこの  
本文の下に、「(1)は学校における道德教育を推進するため、全教育活動を通じて道德性  
を高めるとともに、道德の授業の充実を目指します」「(2)道德授業地区公開講座などを  
全校で実施し、学校・家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を  
一層深めます」という二つの文章がありました。その下に事務事業はないということで「推  
進」という文言が入っていました。(1)と(2)を外された意図について伺います。私は  
ここに「道德授業地区公開講座」や「道德の授業を充実します」をうたっておいたほうが、  
本文でより思いが伝わって良いと思っています。

○加納指導室長 「道德教育の充実」の中心事業は「道德授業地区公開講座」になります。道  
徳の授業が道德教育の要になっていることはもちろんですが、文言整理ということで二つを  
削りました。

○矢部第一職務代理者 私たちは本文の下に示されている事務事業も見てるので分かるので  
すが、市の基本方針として表に出るのはこの本文だけですから、本文の中に「道德授業地区  
公開講座」の名称も出てこないと分かっていただけかもしれません。本市で力を入れている「道  
徳授業地区公開講座」ですから、この文章を本文からカットしないで残したほうが良いと思いま  
す。

○加納指導室長 委員のご指摘はもっともですので、「道德授業地区公開講座」が本文に残る  
ように調整します。

○矢部第一職務代理者 2ページの施策の方向5の食育について伺います。本文はこれまでと  
同じでありこの精神に反対はありませんが、事務事業を見ると「学校給食の充実」について  
はいろいろ事務事業を行っており、「食に関する教育」という文言があります。しかし、  
「学校給食調理業務委託」なども点検評価では振り返りの項目の中に挙げているので、食育  
も大切ですが「学校給食の充実」についても本文で記述したほうが良いと思います。

○稲葉学務課長 業務委託についてですが、最初の計画で導入はすべて終わり4校に民間委託  
が導入されましたので、本文にも反映させていきます。

○矢部第一職務代理者 学校給食法に基づくと、給食を使った食育というのも一つの大きな狙  
いですが、安定的な給食を提供するというのも市の教育委員会としての大きな仕事だと思  
います。ここは「心と体の育成」になりますので、給食が心と体の育成に及ぼす影響もとて  
も大きいので、食育と絡めて学校給食の安定的な供給についても反映させたほうが良いと思  
います。

○稲葉学務課長 承知しました。

○松本第二職務代理者 学校給食の記述のところですが、事務事業に〇157対策があるので、  
食物アレルギーに対する対策についての記述もあったほうが良いと思います。

○稲葉学務課長 食物アレルギーの関係については、市の事務事業にも出してはいません。た  
だし、食物アレルギーは非常に大きな問題となっていますので、具体的な事務事業はありま

せんが本文の中での記述を検討していきます。

○尾関委員長 全体を通してのことですが、矢部委員からご指摘があったとおり事務事業は本文には出てきません。私も文章に入れられるところはきちんと書いたほうが良いと思います。

基本方針2のところで「積極的にスポーツを」と書いてありますが、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まったので、「国体も東久留米で開催し、東京オリンピック・パラリンピックの開催も決まった」ことをどこかに入れて、さらに、「スポーツを健やかな心と体の育成に結び付ける」ということを一言入れたほうが良いと思います。

○名取委員 食育について伺います。地域によっては地産地消を目的に、そこで生産した野菜を学校で給食に出すことをかなり行っていると思います。東久留米市もかなり農家が多いですが、実際の状況はどうなっていますか。

○稲葉学務課長 上から5番目の事務事業に「学校給食における地場産農作物活用事業」がありますが、本市でも「できる限り地場産を使う」としています。食育にもつながることですが、地元の産物を理解してもらうためになるべく活用しています。活用状況については、後程、年度別のデータをお示しします。ただし、問題は量になります。例えば、中学校給食ではハウレンソウが50キロ必要になり一つの農家では対応できないため、指名参加登録を受け付けています。現に市内の農家では10名の登録があります。

○名取委員 それでしたら、少しでも本文に入れたほうが良いと思います。

○稲葉学務課長 承知しました。

○尾関委員長 以上で基本方針2を終わり、「基本方針3 確かな学力の育成」に入ります。何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 施策の方向1の「学力向上を図るための調査及び確かな学力の伸長を図るための調査などの結果を踏まえ云々」のところですが、「確かな学力の伸長を図るための調査」が市の独自調査の名称ですので、調査名の後ろに「(市独自)」とか入れたほうが分かりやすいと思います。

また、事務事業にある「少人数学習の推進」の「学校教育サポート(学力向上支援員)」ですが、「支援員」や「指導員」などが使われているので違いを伺います。また、事務事業名の「教育活動協力者」ですが、ここにはインターンシップなども含まれるのでしょうか。せっかくインターンシップ事業をやっているのに、その事業について説明願います。確かな学力を身につけるために数か年計画で取り組まれている「インターンシップ」なので、広く知られたほうが良いと思いました。

さらに、「子どもたちの地球温暖化防止への意識と」という本文の(1)は「教育環境の充実」ではなく「環境教育の充実」だと思います。

○加納指導室長 ご指摘のとおり、この「学力調査」の表現では市、東京都等の調査主体が分からないので改めます。また、学力向上支援員と指導員の違いについては調べて、後ほどお答えします。

なお、「教育活動協力者」の中にはインターンシップは含まれません。別の事業になりますが、どこかで触れられるように考えます。

○松本第二職務代理者 先ほど施策の方向4をまるまる削除するという説明がありましたが、その後、文言の中で、ほかへ移すということでした。「家庭との連携」は非常に大切であり、基本方針2の6でも少しうたっているため、その辺に入れてもらえれば良いと思います。

あと、もう少し「地域」という文言が入ってきても良いのではないかと思います。

○矢部第一職務代理者 今、松本委員が発言されましたが、私も「学校と家庭の協働」については、各学校では、今私たちが検討しているこの教育目標や基本方針、施策の方向などを見て目標を決めいろいろな取り組みを考えていくということを考えると、各学校に家庭との学力向上に向けての取り組みを強化させたいという願いを持つのであれば、本文に反映させたらどうかと思います。

○尾関委員長 情報化社会のところで「情報モラル教育などを充実します」とありますが、「情報モラル教育」という文言は現在も使われていますか。ここは「情報リテラシー」になるのかなと思ったのですが。

○加納指導室長 「リテラシー」はどちらかと言うと技術的な部分を指しています。ここで伝えたいことは「インターネットやライン等を使う時に心がけること（注意しなければならないこと）」であるため、「モラル」としています。

○尾関委員長 それはそれで良いと思いますが、「リテラシー」とは活用能力のことを言いますので技術的なことではありません。このあたりは今の一番ビビットなところになりますので、表現を丁寧に使ってください。その上には「情報活用能力を育成する」という記述もありますので、言葉のいろいろな混乱がないような記述をお願いします。

いわゆる、「ネットリテラシー」と言いますが、小・中学生に対する情報教育というところをはっきり打ち出して書いてください。本市の場合は教育センターにいる専門員が各学校を回って指導するなどして力を入れている、ということを書いてもらいたいと思います。

これで基本方針3は終わり、続いて基本方針4に入ります。何か伺うことはありますか。

○尾関委員長 「学校広報活動事業」が消えていますどこかに移しましたか。

○加納指導室長 「学校広報活動事業」は、各学校がホームページで工夫して、それぞれ発信している内容になります。指導室の支援は事業として行っていませんので削除しました。

○尾関委員長 学校それぞれの広報をやめないさいということではなく、学校広報を支援している指導室の事業がないからということですね。

○加納指導室長 そうです。これまでは支援していましたが、もう支援しなくても学校が独自でホームページを工夫して発信できていますので、現在は事業がありません。

○尾関委員長 これで基本方針4については終わります。続いて基本方針5について、何か伺うことはありますか。

○名取委員 学校図書館の運営等について、去年と違うところはありますか。

○加納指導室長 学校図書館の運営については特に大きな変化はありませんが、「学校図書館を充実させていく」ということにおいて、学校図書館司書の配置を進めています。

○名取委員 その配置は何年度計画で進められるのですか。

○加納指導室長 3年間にわたる計画を立てていますが、さまざまな課題があり、順次、進んでいるという状況です。現在は小学校4校に配置し、全小学校に配置する計画です。

○名取委員 この7(3)②は、そういうことをやろうという事業ですか。

○岡野図書館長 平成24年度に学校図書館充実のための整備計画を市の教育委員会で立て、指導室長が説明したとおり、本年から本格的に司書が導入されています。図書館では従来から、指導室による事業が行われる前から、公共図書館の学校に対する支援を行っています。学校図書室の整備あるいは団体貸し出しと言い、学校図書館では足りない資料を公共図書館

から貸し出すという事業になります。については7ページの「学校教育支援」とは「(図書館事業としての)学校教育支援事業」という内容になります。

○名取委員 もう少し具体的をお願いします。

○岡野図書館長 図書館でも学校図書館を運営するための支援を行ってきました。昨年度、教育部総務課・指導室・図書館との3課で共同して計画を立て、運営指針を作るなどしています。学校図書館へ図書館が行う支援については図書館法にも「学校教育を支援する」と規定されているので、「学校教育の外側からの支援」になります。一番大きいものは「団体貸し出し」と言い、「学校での学習の際、学校の資料だけでは足りない場合に公共図書館から本を貸し出して配送する」という事業です。さらに、まだ小・中学校全てに司書が配置されていないので、学校の要望によって市立図書館の司書を派遣してボランティアの研修を行う等の支援をしています。

○矢部第一職務代理者 今のことに関連して伺います。図書館長から説明していただいたところはそのまま良いと思います。4ページの基本方針3の7の「子どもたちの読書活動の推進」に子どもの読書に対する記述があり、これは指導室が所管する部分になります。ここに「学校図書館司書配置事業」と事業名は入っていますが、本文の中にも「学校図書館司書の配置を推進する」という文言を入れたらどうでしょうか。教育振興基本計画のパブリックコメントにも司書配置についてのご意見が出されていますので、「市教育委員会として一生懸命やっていく」という決意の表れとして、本文に「学校図書館司書配置を進める」ことを入れても良いと思います。

○加納指導室長 確かに本文で触れたほうが良いと思います。また、学校司書の配置をして調べ学習や課題解決学習にあたっていきますが、読むだけではなく、資料室としても活用する方向性もありますので、そうした部分についても記述していきたいと思います。

○名取委員 基本方針1から基本方針5までを見ると、大体、小・中学校に関連しての記述が多くあります。7(3)子ども読書の充実のところ、小さい子どもを対象とした「ブックスタート事業」があります。ここの生涯学習のところ、通常、文科省の言っているように小さい子からお年寄りまで展開するという教育方針について伺います。

○岡野図書館長 基本方針5は「生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進」であり、この所管の中では生涯学習課と図書館の扱っている、委員が言われるように、「赤ちゃんからお年寄りまで」の全部の範疇を扱っている学習ととらえています。そういうご理解でよろしいと思います。

なお「ブックスタート事業」はもちろん対象は乳幼児になりますが、どちらかと言うと「子育て中の保護者の方への支援」という意味合いも大きい事業であると考えています。

○名取委員 その通りだと思います。

○尾関委員長 ほかになければこの件は以上で終わります。続いて、「②東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」の報告をお願いします。

○東教育長職務代理者 資料の「平成26年度(25年度分)点検評価報告書案」をご覧ください。こちらについては、現在、教育目標及び26年度の基本方針の見直しと並行して作業を行っているところです。まだ事務事業の内容が具体的ではなく、例えば「何々の推進」「何々の充実」などの表現になっている部分もありますが、教育目標と26年度基本方針が

決定した後、来月あたりから本格的な見直し作業に入っていきたいと思えます。ついては、本日の時点では昨年の第8回の定例会以降の進捗状況をお知らせするものとして、この報告書をお示しさせていただきました。なお、これまでの間、内容についてご質問がありましたら出していただければ少しずつ修正していきたいと思っています。ボリュームもありますので、この場ですぐご意見をいただきたいということではありませんが、これまでの経過をまとめたものとしてご参照いただきたいということで、本日お配りしました。

○尾関委員長 この件については以上で終わります。続いて「③東久留米市教育振興基本計画に対するパブリックコメントについて」の説明をお願いします。

○林総務課長 パブリックコメントに対する対応方針等についてまとめましたので、報告します。前回はご意見の概要についてはお知らせしましたが、そのご意見に対する教育委員会としての考え方を記載しました。文言等の統一等はこれから図っていきますが、基本的にこの内容でホームページへの掲載を考えています。今後、この対応方針等を踏まえ、策定委員会を開催し、最終案まで詰めていきたいと考えています。前回も説明しましたが、3人の方から全体で6件の意見をいただいています。1点目は学校司書の関係です。「学校司書は現在、小学校4校に週2日配置している。残りの小学校9校については月1回、第三小学校に配置されている主任学校司書が巡回している。言語能力の向上のためには学校図書館の利活用が必要である。教育委員会としては学校図書館のさらなる充実を図るために学校司書配置の拡大について、小学校への全校配置、さらには中学校への配置を目指して努力していきたい」という方針を示しています。2点目は貸し出しの問題です。「学校によって図書館の開放時間帯が異なり、昼休みや放課後において図書委員や教員が貸し出しを行っている。蔵書管理システム導入1年目ということもあり、コンピューターの不具合等が発生した場合、対応に時間がかかってしまうことにも配慮して、教員が在室していないと貸し出しをしていない学校もあった。今後、子どもたちが蔵書システムの貸し出し操作になれば、より一層活用され、読書への関心も高くなると思われる」という内容です。3点目は情報モラルや地域社会の協力についての内容です。「地域に開かれた学校づくりについてはこれまでも学校評価や学校の教育活動への協力という形で、さまざまに地域住民の方からご協力をいただいている。また、地域の伝統芸能や地域における農業等の産業等で関係する方々からゲストティーチャーとしてご指導もいただいている。学校が地域に根差し、地域に開かれた教育を進めていくためには地域との連携は欠かせないものです。今後も地域に開かれた学校づくりを進めていきたい」という方針を示しています。4点目は生涯学習関連です。「教育基本法によれば生涯学習の理念を『国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない』と定義づけしているように、その対象は広く市民と考えています。引用している調査結果の表は、おおむね毎年度実施している市の施策成果アンケート調査報告書であり、市民の暮らしや市政全般を網羅する設問となっているため、理由や動機をお聞きする内容にはなっていない。ご指摘の世論調査については、都市規模別においても地域ブロック別においても全国とほぼ同様の結果・数値となっており、その傾向は本市においても該当すると考えている」という内容です。5点目は、「図書館事業の充実につきましては、図書館は市民の教養と文化の向上を図るため図書館法に基づき設置している。設置目的を果たすために選書や提供資料の編成は重要な

仕事です。東久留米市立図書館条例では図書館に専門的職員を置くこと、館長は図書館法に規定された司書の資格を有する者または図書館業務を行うのに十分な資格を有する者でなければならないとしており、職員の専門性の確保には特段の配慮をしております。計画では生涯学習の中核施設として、資料・情報提供の充実を掲げており、学習支援、地域資料の保存、子ども読書活動の推進の、いずれの事業においても専門性を備える職員の働きは重要であると考えている。『市民とともに歩む図書館を目指して（平成22年9月）』が示す、『図書館員はアドバイザーでありプランナー』という職員の配置や研修に努めてまいる」ということで、方針を示しています。6点目はいじめの問題にかかわるご意見に対するものです。

「いじめの件数について、実態のつかみ方が甘いというご指摘につきましては、本市教育委員会では文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、並びに東京都教育委員会のふれあい（いじめ防止強化）月間の実施及び実施後の調査、いじめの実態及び対応状況把握のための調査における各学校の回答結果を資料とし、認知されたいじめの具体的内容について、各学校の管理職等から実態の聞き取りを行い、学校が組織的かつ計画的にいじめの解決を進めるよう助言している。また、認知されたいじめの指導状況の内容及び経過について、各学校が提示した様式に記載し、定期的に報告することとしている。このことにより、各学校と教育委員会とが、認知されたいじめの実態について具体的な共通認識を持ち、認知されたいじめへの早期対応、早期解決に向けて各学校と連携しながら取り組みを進めている」。「図5の調査方法はどうか」ということについては、「いじめの件数の調査については上記の各調査における回答結果並びに本市教育委員会へのいじめ指導状況の報告内容を精査し、文部科学省のいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を踏まえて正確な件数の把握に努めている。不登校（長期欠席児童・生徒）についても、それぞれ個別の対応が必要になる。いじめや不登校の問題の解決のために他市に先駆けてスクールソーシャルワーカーの派遣事業を立ち上げ、スクールソーシャルワーカーの活用促進を図っている。今後もこの事業の一層の充実を図ることが、いじめや不登校対策において重要であると考えている」。以上のような対応方針をお示しして、パブリックコメントに対する公表の手続きに入っていきます。

- 尾関委員長 何か伺うことはありますか。
- 矢部第一職務代理者 今の方針をホームページ等で公表していくということで文言の統一は図っていくということですが、文体は統一してください。
- 尾関委員長 パブリックコメントに対する対応ですが、教育委員会が行っていることのエッセンスでもあるので、本体の計画ができる前に公表していくということでもよろしいですか。ぜひこういうことをやっているとアピールしてもらいたいと思います。この件は以上にとどめます。そのほか、各委員から何かありますか。
- 矢部第一職務代理者 東京都市町村教育委員会連合会が研修会を開催しますので、そのご案内をさせていただきます。2月6日木曜日の午後2時から4時まで、東京自治会館講堂において講演会を開催します。講師には気仙沼市教育委員会学校教育課副参事兼指導主事の及川幸彦さんをお招きし、「生き抜く力を育てる教育への挑戦 東日本大震災からの教育の再生と創造」というテーマで講演いただく予定です。対象は教育委員会委員、小・中学校校長及び副校長、指導主事、事務局職員となっていますのでご都合のつく方にはぜひご参加いただきたいと思ひます。

それと、今後、見直しを進めていく点検評価報告書の件で一言申し上げます。かねてから話題になっている、点検評価の評価対象についての考え方をどこかで整理したらどうか、ということです。「平成26年度（25年度分）点検評価報告書」については現在進めているとおりで良いと思いますが、来年度の秋から「平成27年度（26年度分）」の振り返りをする時に、事務局からも『現在、本市では施策の方向全体を対象としているが、他市では重点項目を決めてテーマを絞っているところもある。どこかの時点で決定することが必要ではないか』という投げかけがありました。私も多くの資料を取り寄せ調べました。重点項目を評価対象としているところもありますし、教育振興基本計画との兼ね合いで別な項目を立てて評価対象としているところもあります。26年度の基本方針がまとまった時点で、どういう形で点検評価していくのかを話し合う場を持ったほうが良いと思います。

○東教育長職務代理者 「点検評価の評価対象の選定については、教育目標等を決定すると同時に項目について絞り込んだほうが良いのではないかと。全事業トータルを対象とするのではなく、絞り込むという考え方もあるのではないかと。毎年度、基本方針の中から重点項目を選択したらどうか」というご意見をいただきました。現在、教育目標等の見直しと同時に「平成26年度（25年度分）」の見直しも進めていますので、これについては今年度同様に進めさせていただくとして、その後の進め方については改めてご判断いただきたいと思います。

---

#### ◎閉会の宣告

○尾関委員長 以上で、平成26年第1回教育委員会定例会を閉会します。

(午後2時00分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年1月9日

委員長 尾 関 謙一郎 (自 書)

署名委員 矢 部 晶 代 (自 書)